

毎週火、金曜日第1行(但休日に当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目

次

△規則 鳥取県行政組織規程の一部改正
改正

昭和三十五年鳥取県告示第百五十三号の一部

規則

第六条第二項一総務部の表中「集中經理係、審査係、用度係、國費係」を「審査係、用度係、國費係、給与經理室」に改める。

第八条企画課の項中「五 災害対策に関する事」とを「五行政無線に関する事」に改め、同条地方課の項に次の一号を加える。

十一 災害対策に関する事

第十二条水産課の項中「十八境港魚揚施設に関する事」を「十八境港魚市場及び境港水産会館に関する事」に改める。

第二十一条第一項中「鳥取県林業試験場」を

「鳥取県林業試験場」

「鳥取県營境港魚市場」に改める。

第五十五条の二の次に次の二条を加える。

(鳥取県營境港魚市場)

第五十五条の三 鳥取県營境港魚市場は、境漁港における水産物の卸売をさせるための施設とする。

布する。

昭和三十七年九月十五日

鳥取県知事 石破 二朗

鳥取県規則第四十七号

鳥取県行政組織規程の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規程(昭和二十八年四月鳥取県規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

2 鳥取県営境港魚市場は、境港市に置く。

(鳥取県境港水産会館)

第五十五条の四 鳥取県境港水産会館は、境漁港における水産関係者等の利用に供する施設とする。

2 鳥取県境港水産会館は、境港市に置く。

第六十八条の五社会課の項中「五児童、母子及び老人の福祉に関すること」を「五母子及び老人の福祉に関する」と改め、第七号を削り、第八号を第七号とし、以下第十一号まで順次一号ずつ繰り上げ、第十二号を削り、第十三号を第十一号とし、以下第十五号まで順次二号ずつ繰り上げ、第十六号を削り、第十七号を第十四号とし、第十八号を削り、第十九号を第十五号とし、第二十号を第十六号とし、同条福祉課の項に次の一号を加える。

七 児童の福祉に関すること

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

ただし、第六条の改正規定は、昭和三十七年十月一日から

鳥取県告示第五百七十七号

告

示

昭和三十五年四月鳥取県告示第百五十三号(廢の指定について)の一部を次のように改正し、昭和三十七年九月十五日から施行する。

昭和三十七年九月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

〔鳥取県水産試験場 岩美郡岩美町大字大谷〕を

〔鳥取県水産試験場 岩美郡岩美町大字大谷〕

〔鳥取県営境港魚市場 境港市栄町〕

に改める。

| | |
|------|----------------|
| 発行者 | 鳥取県鳥取市東町一丁目 |
| 印刷所 | 鳥取県鳥取市栗谷町 |
| 〔定価〕 | 一部月額二五〇円(配送料共) |

発行日 火 金

ら施行する。